

第2回日韓中青少年冬季スポーツ交流
委託業務プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「第2回日韓中青少年冬季スポーツ交流」（以下、「この事業」という。）を実施するにあたり、業務を委託する旅行代理店を選定するにあたり必要な事項を定める。

2 委託する業務の概要

- (1) この事業の名称 第2回日韓中青少年冬季スポーツ交流
(2) 委託業務の内容 第2回日韓中青少年冬季スポーツ交流 委託業務仕様書による。

3 プロポーザル審査会実施に係るスケジュール

① ホームページ告示	令和7年5月9日（金）
② 質問書受付	令和7年5月13日（火）から 5月16日（金）
③ プロポーザル参加表明書受付	令和7年5月21日（水）から 5月23日（金）17時まで
④ 企画書受付	令和7年6月12日（木）15時まで
⑤ プロポーザル審査会	令和7年6月20日（金）
⑥ 審査結果の通知	令和7年6月25日（水）

4 参加資格

- (1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人であること。
(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
ア. 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために措置する場所を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団の統制下にある法人を除く。
イ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
エ. 北海道の競争入札参加者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
オ. 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
カ. 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
(ア) 北海道税(個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ)
(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
(ウ) 消費税及び地方消費税
キ. コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

5 説明会

- (1) 日時 令和7年5月13日(火) 15時00分～
- (2) 会場 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
北海道立総合体育センター 1階 大会議室

6 質問の受付及び回答

説明会終了後、本事業について質問のある場合は、別紙様式1「質問書」にて令和7年5月16日(金)までに、下記「12」に示す場所に提出すること。

質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、ホームページ上に掲載する。

7 参加申し込み

プロポーザルに参加希望する事業者は、別紙様式2-1「参加表明書」を提出すること。共同事業者で参加希望する場合は、別紙様式2-2「参加表明書」を提出すること。

提出方法：持参または郵送

提出期限：令和7年5月23日(金)17時まで

提出先：下記「13」と同じ

8 企画書の提出

プロポーザル企画書及び関係書類をA4判縦型20枚以内にまとめ、令和7年6月12日(木)15時までに下記あて原本1部、副本10部(写しで可)を持参又は郵送で下記「12」に示す場所に提出すること。

なお、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

9 プロポーザル審査会

- (1) 日時 令和7年6月20日(金) 13時～
- (2) 会場 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1
北海道立総合体育センター1階 大会議室
- (3) 方法 持ち時間は1社につき20分程度(説明15分、質疑5分程度)とし、企画書受付期限までに本会へ提出した資料等に基づき、プレゼンテーションを行うこととする。
- (4) 注意事項 ・1社からの参加者は原則として3名以内とする。
・プレゼンテーションは、総括責任者が主に行うものとする。

10 審査結果の通知

- (1) 提出された書類は、本会に設置した選定委員会において審査する。なお、審査経過については公表しないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けられないものとする。
- (2) 選定委員会は、下記の審査項目について採点を行い、合計得点の最も高いところを選定する。
 - ①組織体制
 - ②緊急時の対応
 - ③個人情報の保護
 - ④コンセプト

- ⑤宿泊
- ⑥歓送夕食会
- ⑦食事
- ⑧移動
- ⑨選手団イベント
- ⑩通訳
- ⑪会場確保
- ⑫見積額

(3) 審査の結果は、令和7年6月25日(水)までに通知する。

1.1 留意事項

(1) 次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがある。

- ア. 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ. 申請すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ. 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ. 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ. 本会職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(2) 重複申請の禁止

申請法人ごとに1申請とする。複数の申請はできない。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできない。(軽易な誤りなど、本会が承認する場合を除く。)

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがある。

1.2 その他

(1) この事業の業務委託契約は、本会と選定された旅行代理店との間で協議の上、締結する。

(2) 契約の際は、見積書に記載された経費項目について協議の上、除外又は追加する場合がある。

(3) 契約に係る上記協議が不調の場合は、審査において第2位となった旅行代理店と同様の手続きを行うものとする。

(4) このプロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

(5) 提出された書類は返却しない。

1.3 問合せ先(事務局)

〒062-8572 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1 北海道立総合体育センター内
公益財団法人北海道スポーツ協会 生涯スポーツ課

TEL : 011-820-1706 E-mail : shogai@hokkaido-sports.or.jp

HP : <https://hokkaido-sports.or.jp/>